

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会 品質確保専門部会（第 1 回）

議事概要

1. 日 時：平成 19 年 7 月 6 日（金）13:00～15:00
2. 場 所：（財）都道府県会館 4 F 401 号会議室
3. 出席者：福田昌史部会長、大森文彦委員、小澤一雅委員、木戸健介委員、
田崎忠行委員、常田賢一委員、古阪秀三委員、松戸敏雄委員、
前川秀和委員、松井健一委員、吉田正委員、越智繁雄委員、
森戸義貴企画専門官（石原康弘委員代理）、松原裕委員、藤原要委員
欠席者：河野広隆委員、松本直也委員

4. 議事概要

〔発注方法の最適化について〕

- 指名競争入札から一般競争入札への転換をうけて、発注者の体制強化を図る必要があるのではないか。
- 新しい建設生産システムにおける発注者像を明確にした上で、アウトソーシングの際の役割、責任の分担を議論する必要がある。ツールの整備は発注者の体制を整理した上で行うべきではないか。
- 総合評価において、工種によっては管理面を含めた評価が有効な場合が想定されるので、現行の施工方法の技術提案だけでなく、維持・管理面も考慮した評価についても検討が必要である。

〔詳細設計付工事及び設計・施工一括発注方式の試行について〕

- 建築のように発注者、設計者、施工者の 3 者の役割を明確化する必要があるのではないか。
- 詳細設計付工事発注方式及び設計・施工一括発注方式における設計確認者には一定の能力が必要であり、この能力を担保する方法を検討する必要がある。
- 各プロジェクトにおける要求条件によって最適な発注方式が決まるのではないかと。設計段階のどこから施工者に任せるのがよいかはプロジェクトごとに異なる。
- 適用範囲は、橋梁上部工事、水門工事、電線共同溝工事だけではなく、発注者側で詳細仕様を規定せず、業者のノウハウに任せの方が良い提案が出てくるのが想定される場合とした方がよいのではないかと。
- 発注形態と総合評価方式が対になっているが、両者は必ずしも対応するものではないと思われるので、適用の対象や範囲についてさらに検討が必要である。

- これまでの試行工事について効果や課題等の現状分析が必要であり、それにより今後の検討の方向が明らかになるのではないかと。
- 契約約款の整備やリスク分担のあり方等は、CM方式と同様に課題として挙げられるのではないかと。
- これまでの設計・施工分離の場合の利点が新しい役割分担でどのように変化するのか、課題をクリアできるのかを整理しておく必要がある。

[CM方式の試行状況と今後の展開について]

- CM方式導入によって、発注者が本来の業務に集中できるといった発注者に対する効果もあるのではないかと。
- 発注者支援型は、地元中小ゼネコンが行う工事をCMRがマネジメントする方式も考えられるのではないかと。そうなれば官公需契約目標にも対応しやすいのではないかと。
- アットリスク型に対しては、ゼネコンは消極的であろうし、コンサルタントでは難しい。課題もあるが、清洲JCT・西中高架橋で試行した「施工者によるマネジメント」の方式について、さらに検討を進めてはどうか。
- 建築ではピュア型が主要なタイプである。発注者、設計者、施工者、CMRの役割を整理した上で、今後のCM方式のあり方を議論する必要がある。

[今後の予定について]

- 次回は9月を予定している。「今後の予定」に挙げた項目の他、本日いただいたご意見、十分に議論できなかったものについて引き続き議論したい。

以 上